

労働者を募集する企業の皆様へ

～労働者の募集や求人申込みの制度が変わります～

<職業安定法の改正>

施行日：2018（平成30）年1月1日

1 募集・求人時の労働条件等の明示について

ハローワーク等へ求人申込みをする際や、ホームページ等で労働者の募集を行う場合は、労働契約締結までの間、書面等により労働条件を明示することが必要です。

2 最低限明示しなければならない労働条件等

- ① 業務内容、契約期間、就業場所、労働時間、賃金、社会・労働保険の加入の状況
- ② 試用期間の有無及び内容、募集主・求人者の氏名又は名称、派遣労働者として雇用しようとする場合はその旨
- ③ 労働時間に関し、裁量労働制が適用される場合はその旨
- ④ 賃金に関し、固定残業代についての事項

※ ①は現行項目、②は追加項目、③、④は明確化された項目

3 当初の明示した労働条件等が変更される場合は、変更内容について明示が必要

- ① 「当初の明示」と異なる内容の労働条件を提示する場合
例) 当初：基本給 30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月
- ② 「当初の明示」の範囲内で特定された労働条件を提示する場合
例) 当初：基本給 25 万円～30 万円/月 ⇒ 基本給 28 万円/月
- ③ 「当初の明示」で明示していた労働条件を削除する場合
例) 当初：基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月
- ④ 「当初の明示」で明示していなかった労働条件を新たに提示する場合
例) 当初：基本給 25 万円/月 ⇒ 基本給 25 万円/月、営業手当 3 万円/月

4 変更明示の方法等

- ① 当初の明示と変更された後の内容を対照できる書面を交付する方法
- ② 労働条件通知書において、変更された事項に下線を引いたり着色したりする方法や、脚注を付ける方法

問い合わせ先：広島労働局職業安定部需給調整事業課
〒730-0013 広島市中区八丁堀 5-7 広島 KS ビル 4F
TEL (082)511-1066 FAX (082)511-1185